帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら家族（夫婦及び子）について、申立人子が成長障害と診断され、特殊な治療を要することとなったことを考慮し、平成２９年５月から平成３０年９月までの治療費及び通院慰謝料等が原発事故の影響割合を３割として賠償されたほか、申立人夫につき、家族別離を理由に日常生活阻害慰謝料（増額分）が平成２３年３月分から平成２６年２月分まで、月額２万円ないし５万円賠償された事例。	1592

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき，申立人Ｘ１及び同Ｘ２（以下「申立人ら」という。） と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は，次のとおり和解する。

１　和解の範囲

申立人らと被申立人は，本件に関し，下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし，それ以外の点については，本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

ア　申立人Ｘ１の生命身体的損害

（期間　自　平成２９年5月９日　至　平成３０年９月２６日）

イ　申立人Ｘ２の精神的損害（増額分）

（期間　平成２３年3月１１日　至　平成２６年2月２８日）

２　和解金額

被申立人は，申立人らに対し，第１項記載の損害項目及び期間についての和解金として，金１４５万０１６４円の支払義務のあることを認める。

【和解金の内訳】

ア　第１項アの損害項目　金４６万０１６４円

イ　第１項イの損害項目　金９９万００００円

３　支払方法

（省略）

４　確認条項

申立人らと被申立人は，第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について，以下の点を相互に確認する。

ア　本和解に定める金額を超える部分につき，本和解の効力が及ばず，申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき，申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

５　手続費用

本件に関する手続費用は，各自の負担とする。

本和解の成立を証するため，本和解契約書を２通作成し，申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上，各自１通ずつを保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し１通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年８月２２日

（仲介委員　川村　延彦）